

令和2年4月7日

特定商取引法違反の通信販売業者13事業者に対する 業務停止命令（3か月）及び指示について

- 消費者庁は、URLが `https://www.amazon.co.jp/` であるウェブサイト（以下「本件サイト」といいます。）において、財布又はバッグの偽ブランド品を販売していた通信販売業者である13事業者（以下「本件13事業者」といいます。）に対し、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、本件13事業者に対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。
 - ① 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
 - ② 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。
- また、本件13事業者は、本件サイトに、各事業者の所在等を特定することが困難な情報のみを登録した上で、本件サイトにおいて複数の商品を繰り返し販売していました。
- 上記業務停止命令及び指示は、本件13事業者の送達をすべき場所がいずれも知れなかったため、公示送達により、令和2年4月7日に効力を生じたものです。
- あわせて、本件13事業者について認定した特定商取引法違反の行為と同種又は類似の行為が、デジタルプラットフォーム事業者が提供するショッピングモールサイトにおいて今後も繰り返し行われる可能性が高いことから、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、本日付けで注意喚起を実施しました。

1 処分対象事業者

本件サイトにおいて、下表「店舗等名」欄記載の各店舗名又は販売業者名を用いて下表「販売商品」欄記載の各商品を販売していた13事業者

	店舗等名	販売商品
事業者1	店舗名： CHIAI BIN G	「GOYARD ゴヤール トートバッグ レザー バッグ レディース 防水 大容量 通学 通勤バッグ 両面使える 本革 [並行輸入品]」と称するトートバッグ
事業者2	店舗名： DSfweg	「GOYARD (ゴヤール) クラッチバッグ レディース メンズ セナ POCLETTE SENAT MM グリス [並行輸入品]」と称するクラッチバッグ
事業者3	店舗名： MIYAネット	「(LOUIS VUITTON) ルイヴィトン 財布 長財布 レディース ニつ折り ポルトフォイユ フロール モノグラム フェーシャ M64585 [並行輸入品]」と称する財布
事業者4	店舗名： MEDSストア	「HERMES(エルメス) 長財布 コンスタンス ロング Constance Long クラッチバッグ ロングウォレット [並行輸入品]」と称する財布
事業者5	販売業者名： 松田商務	「Buuook クリスチャン ルブタン Christian Louboutin ミックススタッズ ラウンドファスナー長財布 レディース [並行輸入品] (Color : Black)」と称する財布
事業者6	店舗名： BURM FASH ION	「(ルイヴィトン) LOUIS VUITTON 長財布 N63503 ラウンドファスナー ジッピー ウォレット ダミエ アズール/ローズ バレリーヌ」
事業者7	店舗名： County store	「LV レディース長財布 ダミエ ラウンドファスナー財布 ヴィトン ウォレット」
事業者8	店舗名： oikdafs	「LOUIS VUITTON ニつ折り長財布 PVC レザー カード収納 ロングウォレット カッコいい さいふ M58415」

事業者 9	店舗名： メンズVIP	「Vivienne Westwood ヴィヴィアンウエストウッド財布 長財布 [並行輸入品] (55310, BLACK)」と称する財布
事業者 10	店舗名： 谷井	「Vivienne Westwood ヴィヴィアン ウエストウッド 財布 レディース ブランド人気 [並行輸入品] (55338, BLACK)」と称する財布
事業者 11	店舗名： Gwen_dolyn	「ヴィヴィアンウエストウッド 長財布 Vivienne Westwood 財布 レディース 長財布 小銭入れ Vivienne 財布 長財布 小銭入れ 便利 (ワインレッド) [並行輸入品]」と称する財布
事業者 12	店舗名： shinemuy	「Vivienne Westwood ヴィヴィアン ウエストウッド 財布 長財布 サーフ レザー 本革 札入れ カード オーブ レディース メンズ 二つ折り [並行輸入品]」と称する財布
事業者 13	店舗名： JYUNKO	「ヴィヴィアンウエストウッド Vivienne Westwood 財布 二つ折り レディース 人気 おしゃれ ファスナー 小銭入れ (ゴールド) [並行輸入品]」と称する財布

2 特定商取引法に違反する行為

- (1) 広告の表示義務に違反する行為 (特定商取引法第 11 条) (事業者 9 を除く。)
- (2) 誇大広告等 (虚偽表示) (特定商取引法第 12 条)

3 本件 13 事業者に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙 1 から 13 までのとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

CHIAI BINGの店舗名を用いて販売していた事業者1
に対する行政処分の概要

1 事業概要

CHIAI BINGの店舗名を用いて販売していた事業者1（以下「同社」という。）は、平成31年2月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「GOYARD ゴヤール トートバッグ レザーバッグ レディース 防水 大容量 通学 通勤バッグ 両面使える 本革 [並行輸入品]」と称するトートバッグ（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/GOYARD-%E3%82%B4%E3%83%A4%E3%83%BC%E3%83%AB-%E3%83%88%E3%83%BC%E3%258であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
- イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも平成31年4月22日から同月26日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、実在しない住所及び電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成31年4月2日から令和元年5月4日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添1のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「GOYARD ゴヤール トートバッグ」、「並行輸入品」、「ゴヤールの「サンルイ」トートバッグ。Goyardの象徴であるヘリンボーン柄ロゴマークは樹木を意味しており、熟練した職人がハンドペイントで丁寧に仕上げています。」などと記載するとともに、ゴヤール・サントノレの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、ゴヤール・サントノレの登録商標が付され、商標の登録権者であるゴヤール・サントノレが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

DSfwegの店舗名を用いて販売していた事業者2
に対する行政処分の概要

1 事業概要

DSfwegの店舗名を用いて販売していた事業者2（以下「同社」という。）は、平成31年1月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「GOYARD（ゴヤール）クラッチバッグ レディース メンズ セナ Pochette Senat MM グリス [並行輸入品]」と称するクラッチバッグ（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/GOYARD%EF%BC%88%E3%82%B4%E3%83%A4%E3%83%BC%E3%83%AB%EF%BC%89%E3%82であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
- イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも平成31年4月22日から令和元年5月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、住所については実在しない住所、電話番号については実在するものの同社以外の第三者が使用している電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成31年3月23日から令和元年5月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添2のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「GOYARD（ゴヤール）クラッチバッグ」、「並行輸入品」、「ゴヤールを象徴するキャンバス地は使えば使うほど味わいが深まり、美しさが増して行く。」、「ゴヤールの代表的トートバック サンルイ にも入りトートバックの中の整理用ポーチとしても。」などと記載するとともに、ゴヤール・サントノレの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、ゴヤール・サントノレの登録商標が付され、商標の登録権者であるゴヤール・サントノレが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

MIYAネットの店舗名を用いて販売していた事業者3
に対する行政処分の概要

1 事業概要

MIYAネットの店舗名を用いて販売していた事業者3（以下「同社」という。）は、平成30年10月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「(LOUIS VUITTON)ルイヴィトン 財布 長財布 レディース ニつ折り ポルトフォイユ フロール モノグラム フェーシャ M64585 [並行輸入品]」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/LOUIS-VUITTON-%E3%83%A8%E3%82%A4%E3%83%B4%E3%82%A3%E3%83%88%E3%83%B3であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
- イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも平成31年4月22日から同月26日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、住所については実在するものの当該期間には居住実態のない住所、電話番号については実在するものの当該期間には使用されていない電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成31年4月22日から令和元年5月9日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添3のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「(LOUIS VUITTON) ルイヴィトン 財布 長財布」、「並行輸入品」、「素材：モノグラム キャンバス」などと記載するとともに、ルイ ヴィトンの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、ルイ ヴィトンの登録商標が付され、商標の登録権者であるルイ ヴィトンが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

MEDSストアの店舗名を用いて販売していた事業者4
に対する行政処分の概要

1 事業概要

MEDSストアの店舗名を用いて販売していた事業者4（以下「同社」という。）は、平成31年4月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「HERMES(エルメス) 長財布 コンスタンス ロング Constance Long クラッチ バッグ ロングウォレット [並行輸入品]」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/HERMES-%E3%82%A8%E3%83%AB%E3%83%A1%E3%82%B9-Constance-%E3%82%AF%E3%83%25であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
- イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも平成31年4月22日から令和元年6月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所として、実在するものの当該期間には居住実態のない住所を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成31年4月23日から令和元年6月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添4のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「HERMES(エルメス)長財布」、「並行輸入品」などと記載するとともに、エルメス・アンテルナショナルの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、エルメス・アンテルナショナルの登録商標が付され、商標の登録権者であるエルメス・アンテルナショナルが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

松田商務の販売業者名を用いて販売していた事業者5
に対する行政処分の概要

1 事業概要

松田商務の販売業者名を用いて販売していた事業者5（以下「同社」という。）は、平成30年6月以降、URLが `https://www.amazon.co.jp/` であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「Buook クリスチャン ルブタン Christian Louboutin ミックススタッズ ラウンドフアスナー長財布 レディース [並行輸入品] (Color : Black)」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLが `https://www.amazon.co.jp/Buook-%E3%83%AB%E3%83%96%E3%82%BF%E3%83%B3Christian-Louboutin-%E3%83%9F%E3%25` であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を

正しく表示すること。

イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも平成31年4月25日及び同月26日、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、実在しない住所及び電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成31年4月7日から令和元年5月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添5のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「クリスチャン ルブタン Christian Louboutin ミックススタッズ ラウンドファスナー長財布」、「並行輸入品」、「Christian Louboutin Panettone wallet ブラックスタッズが輝く大人気のパネトーネ。中のレッドカラーがインパクトがあり鮮やかです。」などと記載するとともに、クリスチャン ルブタンの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、クリスチャン ルブタンの登録商標が付され、商標の登録権者であるクリスチャン ルブタンが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

BURM FASHIONの店舗名を用いて販売していた
事業者6に対する行政処分の概要

1 事業概要

BURM FASHIONの店舗名を用いて販売していた事業者6（以下「同社」という。）は、平成30年12月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「(ルイヴィトン) LOUIS VUITTON 長財布 N63503 ラウンドファスナー ジッピー ウォレット ダミエ アズール/ローズ バレリーヌ」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/%E3%83%AB%E3%82%A4%E3%83%B4%E3%82%A3%E3%83%88%E3%83%B3-LOUIS-VUITTONであるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
- イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも令和元年5月16日から同月31日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、住所については実在しない住所、電話番号については実在するものの同社以外の第三者が使用している電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも令和元年5月3日から同月31日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添6のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「(ルイヴィトン) LOUIS VUITTON 長財布」、「ダミエ アズール/ローズ バレリーヌ」などと記載するとともに、ルイ ヴィトンの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、ルイ ヴィトンの登録商標が付され、商標の登録権者であるルイ ヴィトンが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

County storeの店舗名を用いて販売していた
事業者 7 に対する行政処分の概要

1 事業概要

County storeの店舗名を用いて販売していた事業者 7 (以下「同社」という。)は、平成 31 年 4 月以降、URL が <https://www.amazon.co.jp/> であるウェブサイト(以下「本件サイト」という。)において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「LV レディース長財布 ダミエ ラウンドファスナー財布 ヴィトン ウォレット」と称する財布(以下「本件商品」という。)の販売用ページ(その URL が <https://www.amazon.co.jp/%E3%83%AC%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%BC%E3%82%B9%E9%95%B7%E8%B2%A1%E5%25> であるもの。以下「本件商品ページ」という。)を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約(以下「本件売買契約」という。)の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第 2 条第 2 項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 7 月 7 日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第 11 条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
- イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第 12 条の規定によ

り禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも令和元年5月27日から同年6月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所を表示していなかった。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成31年4月18日から令和元年6月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添7のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「ヴィトン ウォレット」、「ダミエ ラウンドファスナー長財布 ポルトフォイユ クレマン ス ルージュ」、「ダミエ・エベヌ キャンバスの財布「ポルトフォイユ・クレマン ス」はコンパクトながらも収納力抜群なスマートで機能的なアイテムです」などと記載するとともに、ルイ ヴィトンの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、ルイ ヴィトンの登録商標が付され、商標の登録権者であるルイ ヴィトンが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

o l k d a f l sの店舗名を用いて販売していた事業者8
に対する行政処分の概要

1 事業概要

o l k d a f l sの店舗名を用いて販売していた事業者8（以下「同社」という。）は、平成31年3月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「LOUIS VUITTON 二つ折り長財布 PVC レザー カード収納 ロングウォレット カッコいい さいふ M58415」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/LOUIS-VUITTON-%E4%BA%8C%E3%81%A4%E6%8A%98%E3%82%8A%E9%95%B7%E8%B2%A1であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。
- イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定によ

り禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも令和元年5月16日から同年6月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、住所については実在するものの同社ではない第三者が使用している住所、電話番号については実在するものの当該期間には使用されていない電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも令和元年5月15日から同年6月7日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添8のとおり、本件商品ページにおいて、「LOUIS VUITTON 二つ折り長財布」などと記載するとともに、ルイ ヴィトンの登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、ルイ ヴィトンの登録商標が付され、商標の登録権者であるルイ ヴィトンが製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

メンズVIPの店舗名を用いて販売していた事業者9
に対する行政処分の概要

1 事業概要

メンズVIPの店舗名を用いて販売していた事業者9（以下「同社」という。）は、平成29年8月以降、URLが<https://www.amazon.co.jp/>であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「Vivienne Westwood ヴィヴィアンウエストウッド財布 長財布 [並行輸入品] (55310, BLACK)」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/Vivienne-Westwood-ヴィヴィアンウエストウッド財布-並行輸入品-55310/dp/B072NYRW3Y/ref=sr__1__2?m=A3IQO3URD9DZSD&marketplaceID=A1VC38T7YXB528&qid=1565327258&s=merchant-items&sr=1-2であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁

止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

○ 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも令和元年5月22日から同年9月18日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添9のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「Vivienne Westwood ヴィヴィアンウエストウッド財布 長財布」、「並行輸入品」、「【ブランド】 Vivienne Westwood」などと記載するとともに、原権利者を Vivienne Westwood とする登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、登録商標が付され、商標の登録権者が製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

谷井の店舗名を用いて販売していた事業者10に対する行政処分の概要

1 事業概要

谷井の店舗名を用いて販売していた事業者10(以下「同社」という。)は、平成30年10月以降、URLが<https://www.amazon.co.jp/>であるウェブサイト(以下「本件サイト」という。)において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「Vivienne Westwood ヴィヴィアン ウエストウッド 財布 レディース ブランド 人気 [並行輸入品] (55338, BLACK)」と称する財布(以下「本件商品」という。)の販売用ページ(そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/Vivienne-Westwood-ウエストウッド-レディース-ブランド-55338%EF%BC%8CBLACK/dp/B0782NFHF2/ref=sr_1_1?m=ASR14OYCU9S2S&marketplaceID=A1VC38T7YXB528&qid=1565329066&s=merchant-items&sr=1-1であるもの。以下「本件商品ページ」という。)を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約(以下「本件売買契約」という。)の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。

イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも令和元年8月8日から同年10月21日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所として、実在するものの同社以外の第三者が使用している住所を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成30年10月14日から令和元年9月15日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添10のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「Vivienne Westwood ヴィヴィアン ウェストウッド 財布」、「並行輸入品」などと記載するとともに、原権利者を Vivienne Westwood とする登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、登録商標が付され、商標の登録権者が製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

Gwen_dolynの店舗名を用いて販売していた事業者11
に対する行政処分の概要

1 事業概要

Gwen_dolynの店舗名を用いて販売していた事業者11(以下「同社」という。)は、平成30年10月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト(以下「本件サイト」という。)において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「ヴィヴィアンウエストウッド 長財布 Vivienne Westwood 財布 レディース 長財布 小銭入れ Vivienne 財布 長財布 小銭入れ 便利(ワインレッド) [並行輸入品]」と称する財布(以下「本件商品」という。)の販売用ページ(そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/ヴィヴィアンウエストウッド-Vivienne-Westwood-レディース財布-ワインレッド/dp/B07RKP1X78/ref=sr_1_4?m=A2FEIPAV1U9RXK&marketplaceID=A1VC38T7YXB528&qid=1565328935&s=merchant-items&sr=1-4であるもの。以下「本件商品ページ」という。)を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約(以下「本件売買契約」という。)の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。

イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも令和元年8月8日から同年10月21日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、住所については実在しない住所、電話番号については実在するものの当該期間には使用されていない電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも令和元年8月8日から同年10月1日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添11のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「ヴィヴィアンウエストウッド 長財布」、「並行輸入品」、「ブランド説明 王冠と地球をモチーフとしたロゴでおなじみ、アヴァンギャルドなデザインで世界中にファンを集める「ヴィヴィアンウエストウッド」。ここにいたるまで、SMの要素を採り入れた前衛的なパンクのスタイル、海賊ファッション、魔女ファッションなど、反逆的なファッションを展開。」などと記載するとともに、原権利者を Vivienne Westwood とする登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、登録商標が付され、商標の登録権者が製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

shinemuyの店舗名を用いて販売していた事業者12
に対する行政処分の概要

1 事業概要

shinemuyの店舗名を用いて販売していた事業者12（以下「同社」という。）は、令和元年5月以降、URLがhttps://www.amazon.co.jp/であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「Vivienne Westwood ヴィヴィアン ウエストウッド 財布 長財布 サイフ レザー 本革 札入れ カード オープ レディース メンズ ニつ折り [並行輸入品]」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/Vivienne-Westwood-ヴィヴィアン-ウエストウッド-ピンク×ブルー/dp/B07RP58PNW/ref=sr_1_5?m=A1OLFXP2XJA9BN&marketplaceID=A1VC38T7YXB528&qid=1565329302&s=merchant-items&sr=1-5であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。

イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも令和元年8月8日から同年10月21日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、住所については実在するものの同社以外の第三者が使用している住所、電話番号については実在するものの当該期間には使用されていない電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも令和元年5月29日から同年9月1日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添12のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「Vivienne Westwood ヴィヴィアン ウェストウッド 財布 長財布」、「並行輸入品」などと記載するとともに、原権利者を Vivienne Westwood とする登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、登録商標が付され、商標の登録権者が製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。

JYUNKOの店舗名を用いて販売していた事業者13
に対する行政処分の概要

1 事業概要

JYUNKOの店舗名を用いて販売していた事業者13（以下「同社」という。）は、平成30年11月以降、URLが<https://www.amazon.co.jp/>であるウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において複数の商品を継続的に販売しているところ、本件サイト内の「ヴィヴィアンウエストウッド Vivienne Westwood 財布 二つ折り レディース 人気 おしゃれ ファスナー 小銭入れ（ゴルダン） [並行輸入品]」と称する財布（以下「本件商品」という。）の販売用ページ（そのURLがhttps://www.amazon.co.jp/vivienne-westwood-レディース-ファスナー/dp/B07LF9ZR1K/ref=sr_1_1?m=A3RHAYNQ9R4GCM&marketplaceID=A1VC38T7YXB528&qid=1565329777&s=merchant-items&sr=1-1&th=1であるもの。以下「本件商品ページ」という。）を通じて、本件商品の販売をするための広告を行い、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の申込みを受けてその販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年4月8日から令和2年7月7日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、通信販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。

- ア 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当

該広告に、当該商品に関する特定商取引法第11条各号に掲げる事項を正しく表示すること。

イ 通信販売をする場合の商品の販売条件について広告をするときは、当該商品の商標又は製造者名について、特定商取引法第12条の規定により禁止される著しく事実に相違する表示をしてはならないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為（住所及び電話番号）（特定商取引法第11条）

同社は、少なくとも令和元年8月8日から同年10月21日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、特定商取引法第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1号に規定する販売業者の住所及び電話番号として、住所については実在しない住所、電話番号については実在するものの当該期間には使用されていない電話番号を表示していた。

(2) 誇大広告等（虚偽表示）（特定商取引法第12条）

同社は、少なくとも平成31年1月5日から令和元年9月16日までの間、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、別添13のとおり、本件商品ページにおいて、本件商品について「ヴィヴィアンウエストウッド Vivienne Westwood 財布」、「並行輸入品」などと記載するとともに、原権利者を Vivienne Westwood とする登録商標が付された商品の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品は、登録商標が付され、商標の登録権者が製造したものであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は、当該登録権者の商標権を侵害する商品であって、当該登録権者が製造したものではなかった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、特定商取引法第12条の規定に基づく施行規則第11条第3号に規定する商品の商標又は製造者名について著しく事実に相違する表示に該当する。